

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		都市計画法第 45 条の規定による地位の承継の承認
根拠法令等及び条項		都市計画法第 4 5 条
標準 処理 期間	根拠条項	開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間
	設定等年月日	平成 22 年 3 月 29 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	15 日
審査 基準	根拠条項	栃木県開発許可事務の手引（栃木県県土整備部都市計画課） 都市計画法施行細則
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木県開発許可事務の手引</p> <p>(1) 特定承継人</p> <p>ア 特定承継人とは、開発許可を受けた者から、開発区域内の土地の所有権等工事を施工する権原を取得した者である。</p> <p>イ 特定承継人は、許可権者の承認を得て、開発許可に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(2) 承継の判断基準</p> <p>ア 特定承継人が地位の承継の承認を受けようとする場合、許可権者は、次に掲げる事項を勘案し承認するものとする。</p> <p>(ア) 適法に工事施工の権原を引き継いでいるかどうか。</p> <p>(イ) 当初許可どおりの開発行為を完了する能力を有しているかどうか。</p> <p>イ 法第 34 条第 14 号に該当するものとして開発許可を受けた開発行為等で、属人性のある開発行為については、原則として特定承継を承認できない。</p> <p>承認を与えない場合は、当初に許可を受けた者から廃止届出を提出させるものとする。</p> <p>ウ 本条には法第 43 条第 1 項の許可に基づく地位の承継についての規定はないが、建築行為等の途中で第三者に所有権等が譲渡されることは極めて稀であるからである。</p> <p>エ 法第 36 条第 3 項の規定による工事完了公告後においては、法第 45 条に基づく地位の承継はあり得ない。</p> <p>オ 甲、乙の二者による共同開発として開発行為の許可を受けた開発行為について、その後の事情の変化により、甲単独の開発行為として事業を継続しようとする場</p>	

合には、法第45条に基づく地位の承継を要する。

カ 開発許可を受けた会社が子会社を設立し、当該開発行為を行わせることとした場合、法第45条に基づく地位の承継を要する

キ 開発許可に条件が付された場合であってその許可の地位を承継することとなる場合には、許可条件も承継される。

ク 開発許可に基づく地位の中には、土地所有者等から工事について同意(法第33条第1項第14号)を得ているという地位も含まれるので、原則としては新たに同意を得る必要はないが、承継に伴い当該同意に影響が生じる場合には、新たに同意を得る必要がある。